

鶴岡市農業委員会第 27 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 8 年 2 月 16 日 (月) 午後 1 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 阿部 晃士 3 番 石塚 治己 4 番 佐藤 晃 5 番 荻原 優太 6 番 松本 典子 7 番 鈴木 敏徳 8 番 田澤 幸弘 9 番 佐藤 泰仁 10 番 原田 政幸
出 席 推進委員	1 番 渡部 信子 2 番 齋藤 靖 3 番 須田 進二 4 番 齋藤 潤子 5 番 小南 賢史 6 番 榎本 勝 7 番 吉住 喜之 8 番 長谷川 浩之 9 番 佐藤 圭介 10 番 野村 仁 11 番 池田 賢成 12 番 小林 節徑 14 番 佐藤 宣夫 15 番 本間 長志 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	13 番 田村 亮真 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 長堀 亜由 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 30 分
議 長	本日の欠席届は、13 番 田村亮真推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第 27 回西部農地部会を開会いたします。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、2 番 阿部晃士委員、3 番 石塚治己委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について 報告第6号 利用状況調査に係る非農地の判断について 報告第7号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第3号 農地法第4条の規定による届出について》
	(説 明)《報告第4号 農地法第5条の規定による届出について》
	(説 明)《報告第5号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第6号 利用状況調査に係る非農地の判断について》
議 長	(説 明)《報告第7号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
	報告事項であります。質問はございませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	報告事項ですので、なければこれより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	農地法第3条案件のため、各地区担当委員からの現地調査報告を求めます。鶴61から順にお願いします。7番 鈴木敏徳委員。
7番委員	7番 鈴木です。鶴61と62につきましては、周辺農地の効率的な利用の確保に支障を生じるおそれがなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしましたことをご報告します。
議 長	続いて鶴63と64について、5番 荻原優太委員お願いします。
5番委員	5番 荻原です。鶴63は渡人の法人化に伴っての貸付の申請で、鶴64はその母親名義の農地を同法人へ貸し付けるものです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	鶴65について、4番 齋藤潤子推進委員お願いします。
4番推進委員	推進委員 4番 齋藤です。鶴65の案件は、親子間の経営移譲に伴う使用貸借権の設定を行うもので農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	温海案件についてお願いします。15番 本間長志推進委員。

15 番 推進委員	推進委員 15 番 本間です。温 8 につきましては、令和 7 年まで鼠ヶ関の方が水稻を作付けていたところで、345 号線沿いの農地になります。令和 8 年からは近隣で耕作していた借人が引き続き水稻を作付けしていく予定のため、特に問題はないと判断いたしました。 温 9 から 14 につきましては、早田集落から少し山の方に入った高速道路工事現場付近に広がっている農地です。今までの耕作者が労力不足で付近の耕作をやめることとなり、近隣の耕作者である借人達が耕作を引き受けることで話がまとまったものです。引き続き水稻を作付けしていく予定とのことだったので、問題なしと判断いたしました。 温 15 は、山五十川の集落から少し山手の方に入った市道沿いの水田です。今まで所有者が耕作していましたが令和 8 年から借人が耕作することとなったもので、今後も引き続き水稻を作付けしていく予定です。こちらにつきましても特に問題はないと判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議 長	それでは、現地確認について報告願います。11 番 池田賢成推進委員。
11 番 推進委員	推進委員 11 番 池田です。現地確認について、2 月 6 日に市役所にて松本委員と事務局、私の 3 人で行いました。申請地は旧由良小学校南側に位置する土地で、転用目的は三瀬矢引風力発電所建設に伴う積替え場を作るためでした。申請内容は鶴 6 が、発電所建設と資材搬入時における大型車両からの積替え場と排水に伴う沈砂池の整備で、鶴 7 は積替え等開発に伴う排水処理にあたり新たに国道沿いに水路を整備し、排水経路を確保するものでした。申請地は長い間自己保全管理となっており、また、豊浦地区で取り組みを計画している基盤整備の実施区域からも除外されている区域の土地であります。現地調査については、昨年 8 月撮影時の現地写真と航空写真による確認としました。また、申請地は昨年 12 月に農振除外済みで 2 種農地と判断されますが、申請地以外に代替できる土地がないことと、事業実施に伴う周辺農地への影響も考え難いことから許可相当と判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 3 号 非農地証明願について》
議 長	それでは、現地調査報告をお願いします。6 番 松本典子委員。

6 番委員	6 番 松本です。鶴 4 の非農地証明願について、こちらも 2 月 6 日、市役所にて池田推進委員と事務局と航空写真を見て確認いたしました。申請地は大荒の一般廃棄物最終処分場の北側約 600m に位置する原野山林、台帳地目は畑となっている土地です。30 年以上前から不耕作とのことで、平成 5 年撮影の航空写真からも山林原野の状況が確認できました。現地調査については積雪により現地の確認が困難なため、航空写真により非農地と判断いたしました。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 3 号 非農地証明願について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 4 号 地積調査における登記地目が農地である土地に関する地目の認定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 4 号 地積調査における登記地目が農地である土地に関する地目の認定について》
議 長	それでは現地調査について、2 番 阿部晃士委員に報告をお願いします。
2 番委員	2 番 阿部です。申請地はすでに建物が建っている土地や、長期間、管理、耕作されずに非農地化した土地で、集落周りの主に畑や樹園地だったところですよ。今後も確保すべき農地とは言えないことと、地目変更は所有者の意向でもあることに鑑み、非農地化に伴う集団性の阻害や周辺農地への影響もないことから、本変更もやむを得ないものと判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 4 号 地積調査における登記地目が農地である土地に関する地目の認定について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について》
議 長	この農用地利用集積等促進計画 (案) につきましては、書面で開催された農用地利用調整会議で承認されております。それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。4 番 佐藤晃委員。
4 番委員	4 番 佐藤です。65 ページ機鶴 345 の備考にある所有者不明農地というその内容はどのようなものですか。
議 長	事務局、お願いします。
事 務 局	所有者不明農地につきましては、貸付者が亡くなっていて相続権のある方全員が相続放棄されて所有権のある方が誰もいない場合に、中間管理事業を使って農地の貸借ができるという制度があります。
4 番委員	賃借料はどこに払うのですか。

事 務 局	借人は農地中間管理機構に賃借料を支払うわけですが、機構はその賃借料を法務局へ供託金として預けて、もし所有者が現れた場合はその方へ支払うこととなります。
議 長	4 番委員 よろしいでしょうか。それでは他にございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 5 号については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。 これをもちまして、第 27 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 2 時 15 分

	議 長 <u>原 田 政 幸</u> 議 事 録 署名委員 <u>阿 部 晃 士</u> 議 事 録 署名委員 <u>石 塚 治 己</u>
--	---